貯蔵設備技術基	準表 バルク貯槽	(1,000kg未満)	添付書類及 び留意事項	×
規則第19条3号イ、ハ	貯 槽 の 構 造 付 属 機 器	□特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証 □バルブ認定書 □プロテクター保護	合格証又は適合証の 写し 認定書の写し	
規則第19条 3号口	保 安 物 件までの距離	第一種保安物件 <u>m</u> 保安物件の種類:学校・病院・ その他()	左欄の事の(時間を確認でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
		第二種保安物件 <u>m</u>		
		保安距離が確保できない場合の措置:		
規則第19条3号ハ(5)	ガス取出弁	□ガス放出防止器 □緊急遮断装置 □供給管の損傷を防止する措置		
規則第19条3号ハ(6)	液 取 出 弁	□ガス放出防止器 □緊急遮断装置 □配管又は集合装置に接続しない		
規則第19条3号ハ(9)	警 戒 標	□液化石油ガス又はLPガス □火気厳禁		
規則第19条3号ハ(10)	緊急連絡先	□別紙のとおり表示する		
規則第19条3号ハ(12)	腐 食 防 止 転倒防止措置	□支柱又はサドルを取り付ける		
規則第19条 3号二 (地盤面上に 設置するバ ルク貯槽の 基準)	基 礎	基礎の材質: 地盤面からの高さ: cm □アンカーボルトの固定		
	自動車等車両が 接触しない措置	措置の方法:		
	電気的接続	□アース □その他()		
	安 全 弁	□安全弁に放出管を設置		
規則第19条3条へ	ある火気を	□2m以内に火気無 □2m以内に火気有 火気をさえぎる措置:		
	屋外設置	□屋外 □既製品収納庫 □その他()		
規則第19条 5号	プロテクター内 に ガ ス 漏 れ 検 知 器 設 置	□有(常時監視システム接続) □無 無の場合の措置:	有:プロテクター 内部の写真 無:※措置の内容を 示すこと	

- ・表中の「規則」とは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」のことをいう。
- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
 - 2 表中の「□」には該当する項目にレ点で記入すること。
 - 3 地盤面下に埋設するバルク貯槽の基準(規則19条3号ホ)は省略する。